

Title	〔商法三〇四〕 利益配当金支払義務の履行の時期 (東京地裁昭和五八年八月二三日判決)
Sub Title	
Author	並木, 和夫(Namiki, Kazuo) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1990
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.63, No.6 (1990. 6) ,p.122- 127
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19900628-0122

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 三〇四〕 利益配当金支払義務の履行の時期

（東京地判昭和五八年八月二三日
 昭和五六（ワ）三四六六号配当金請求事件
 判例時報一一四号一〇二頁）

〔判示事項〕

- 一、配当金支払債務は期限の定めない債務である。
- 二、配当金の遅延賠償請求権には民法第四〇四条が適用される。

〔参照条文〕

民法第四〇四条・第四一二条、商法第二八一条第一項四号・

第二八三条第一項

会社の配当する利益又は利息の支払いに関する法律第一項

〔事実〕

原告Xは、被告Y会社の株式九、〇一二株を所有する株主であつて、被告Y会社の専務取締役の地位にあり、被告Y会社より役員専用車の提供を受けていた。被告Y会社の株主総会（掲載誌では、年月日は明かではない）においては、昭和五四年度の配当金を一株当り一五〇円とし、原告Xは、一三五万一、八〇〇円の配当金請求権を持つこととなったが、原告の主張によると、原告X以外の株主に対する配当金の支払は、昭和五五年八月二

九日になされたものの、原告Xに対する配当金の支払はなされなかつた。

そこで原告Xは、被告Y会社に対して、配当金額一三五万一、八〇〇円から被告会社が源泉徴収義務を負う二七万六三〇円の所得税を差引いた一〇八万一、四四〇円とこれに対する、他の株主に対して配当金の支払がなされた昭和五五年五月六日の翌日以降完済までの年六分の損害金の支払を求める訴を提起した。他方、原告Xは、昭和五四年一月一日をもって専務たる地位を解かれて非常勤取締役となったものの、昭和五五年九月一日まで、依然として役員専用車を用いた。この間、昭和五五年四月末日に、被告Y会社の取締役を退任したものとされ、その頃専用車の返還を請求されたことにより、当時、役員専用車の使用貸借の期間は終了していた。

そこで、被告Y会社は、昭和五七年六月二二日の第一五回口頭弁論期日において、原告Xによる役員専用車の返還義務の解

怠によって、当該車両を使用できなかったこと、および原因なくして原告Xが費消したガソリン代を支払ったことよって、六一万五〇二円の損害を被ったとして、原告Xに対する損害賠償債権を自働債権とし、原告Xの本訴請求債権を受働債権として、その対等額をもって相殺する旨の意思表示をなした。

なお、本訴において、原告は、本訴以前に配当金の支払の請求をなしたことを主張しておらず、被告Y会社は、原告X以外の株主に対して配当金の支払をしたのは、Xが主張する昭和五五年五月六日ではなくて、昭和五五年八月二十九日であると主張した。

〔判旨〕

一部認容

被告会社と原告との間の役員専用車の前記使用貸借契約は昭和五五年四月末日には終了したものと推認され、従って原告は、その翌日たる昭和五五年五月一日以降は、右車両を返還すべき義務があるといわねばならないところ、原告がその後も同年九月一日まで、その返還をせずに使用していた・・・から、原告は・・・被告会社において同車両を使用できなかったことよって、被った損害を賠償すべき義務がある・・・。

右期間中における・・・被告会社の損害額は、二二万六、〇〇〇円（であり）、・・・被告の主張する反対債権は、右認定の損害賠償債権である二二万六、〇〇〇円の限度においてのみ認めることができるころ、被告が右債権を自働債権とし、原

告の本件請求債権を受働債権として、・・・口頭弁論期日において相殺する旨の意思表示をしたことには当事者間に争いがなから、原告の本件請求債権は、その限度において相殺により消滅し、被告は原告に対してなお八万五、四〇〇円の支払義務があることになる。

ところで、株主の会社に対する具体的配当請求権は、株主総会における利益処分案について承認決議が成立したときに発生し、同請求権は、その決議において期限が付されていない限り、期限の定のないものとして、株主から履行の請求を受けた時から会社は遅滞の責を負うことになる（民法四二二条三項）ところ、原告がその主張する頃に被告会社に対して本件配当金の支払請求をしたことの立証はないから、被告の自認する昭和五五年八月二十九日の翌日たる同月三〇日以降、被告は履行遅滞の責を負うことになり、原告の付帯請求のうち、昭和五五年五月七日から同年八月二十九日までの部分については、理由がないといわねばならず、また、株主の配当請求権は、商行為によって生じた債権ではないから、民法所定の年五分の割合によるべきであって、原告主張の年六分の割合による請求は、理由がないものといわねばならない。

〔研究〕

判旨が遅延賠償金の起算日を昭和五五年八月三〇日とした点については、疑問がある。

一、配当金支払債務の履行の時期

配当金支払債務の履行の時期については、上場会社と非上場会社に分けて考える必要がある。

上場会社においては、配当金の支払債務が持参債務とされているために（民法第四八四条、会社の配当する利益または利息の支払に関する法律）、定時総会において配当金の支払を内容とする利益処分案承認決議（以下、配当金支払決議と称する。商法第二八三条一項、二八一条一項四号）が成立すると、当日中または遅くとも翌日中に、名義書換代理人（商法第二〇六条二項）である信託銀行等が、銀行の窓口における支払日を、配当金支払決議の日の翌日から約二月間とし、その後は名義書換代理人の本支店において支払う旨を記載した、配当金領収証を株主に送付するか、配当金支払決議の日の翌日に、株主が予め指定した銀行預金口座に送金払込をするのが、確たる慣行である。

しかし、上場会社においては、定款によって配当金支払の期限を定めたものは見あたらず、また配当金支払決議の際に、明示的に支払期限を定めた例も見あたらぬのであり、これは、すべての上場会社に共通の慣行であるといつてよい。

非上場会社においては、配当金支払の実務はまったくまちまちであつて、一概に述べることができないが、一般論として述べれば、定款に配当金支払の期限を定めておらず、また、配当金支払決議に当たつて明示的に支払期限を定めておらず、配当金は、上場会社のように銀行払の配当金領収証を送付するものは少なく、株主が指定した銀行預金口座に振込送金するか、現

金書留郵便によつて送付するのが、普通である。

配当金支払債務の期限について、学説は、「会社の配当金支払債務の履行期がいつかについては、商法にも本法（会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律）にも規定がない。定款または株主総会の決議で特別の定をしないかぎり、社会通念によつて決めるほかに、配当金の支払も集团的な事務処理であるから通常これに必要な合理的期間が経過した時に配当金が株主のもとに到達しなければ、会社は遅滞の責を負うと解すべきであろう。」とし（龍田節・新版注釈会社法（9）五一頁）、実務書も、「定款または株主総会の決議において特別の定がなされていないければ、社会通念によつて決めるほかにない。」としたり（実務相談株式会社法〔下巻〕三〇一頁）、「配当金は株式配当の決議をしないかぎり定時総会における配当決議の成立と同時に金銭債務として発生し、特に支払時期の特約をした債権ではないから、債務者たる会社は、決議後遅滞なく支払をしなければならない。」とする（会社法実務全書4決算・配当二二三頁）。

昭和二〇年以前においては、上場会社の配当金の支払は、それが多数の株主を相手に集团的に行われることから、慣行上その支払を開始する日を定め、株主の請求をまつて、支払が行われており、会社の定款には、そのほとんどが、株主の請求により支払を行う旨が規定されていたという（田中誠二・全訂会社法詳論下巻八五〇頁、会社法実務全書四・決算・配当二二四頁）。

従来の実務は、配当の支払を受けるのに伴う郵便料金等の費

用を著しく増加させ、これは小株主にとって、少なからぬ負担となり、しかも財閥の解体に伴う株式の民主化に伴って、証券の保有が大家の間に分散して小株主が増加することを阻害するものとなったため、昭和二三年に至り、「会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律（昭和三年法六四号）が制定され（田中誠二・前掲書八五一頁）、配当金は株主の住所または届出場所において支払われなければならない、その支払のための費用は、原則として、会社が負担するものとし、配当金の支払債務は民法の原則のように持参債務であることを明らかにするとともに、その履行のための費用は、債務者たる会社が負担することを明らかにした。この規定は、その立法主旨からいって、民法第四八四条が任意規定であるのと違って強行規定であり、定款によってこれと異なる定をするとは許されない。

かくして、配当金の支払は、株主の住所地で、現金をもって支払われなければならないが、会社から株主の住所に宛てて現金を送金することは、費用が莫大である上に、手数がかかること、および送金中の事故の危険があることから、その実行は極めて困難である。

そこで、上場会社の実務上は、現金持参債務の法の精神を生かし、現在の金融制度を利用して、一覧払式配当金領収証の送付による方法や銀行・郵便局に払込をする方法が採用されているが、一般の非上場会社においては、配当金支払決議後相当な時期に、株主に相当な方法で現金を送付しており、支払の時期

および方法は、それぞれの会社によって、異なる。

このようにして、上場会社においては、従来から、配当金領収証には、銀行において配当金の支払をなすべき日の初日と末日が記載され、その初日は、配当金支払決議の日の翌日とされている。

商法研究会においては、このような実務慣行は、単に配当金領収証に記載された支払の末日を配当金支払債務の期限としているに過ぎないとの指摘があった。しかし、このような指摘は、民法理論に拘泥し、株式会社法の技術性を忘れたものである。

株式会社の特徴である、「集团的処理」の要請（鈴木・竹内・会社法（新版）三三頁）より生じる会社法の技術性からすると、配当金の支払に必要な資金を会社が取引銀行に入れてあるかぎり、配当金領収証が株主に到達することにより、債務の本旨に従った弁済の提供がなされたものと理解して差し支えなく（結果同旨、龍田・前掲書五一頁）、かくして前記実務慣行は、配当金領収証に記載された、支払をなすべき日の初日を配当金支払債務の期限とするものである。

そこで問題となるのは、実務上存在する確たる慣行にどのようなにして法的裏付けを与えるかということであるが、株主は一般的に、上場会社の配当金の支払は、支払決議の翌日より開始されることを知っていて、定時総会の決議に参加しているのであるから、配当金支払の決議は、配当金支払決議の翌日から支払うべきことを黙示してなされていると構成することによつ

てのみ、確たる実務上の慣行に法的裏付けを与えることができ
る。

また、このように黙示的な内容の決議と理論構成することは、
取締役の退職慰労金の決定の取締役会に対する一任決議の効力
の問題に関して、会社における取締役の退職慰労金の算定の基
準が、慣行または内規によって一定しており、しかも、株主が
これを知ることができるときに、「退職慰労金の額の決定を取
締役に一任する」旨の、形式上は無条件一任の決議がなされ
た場合にも、実質的には一定の基準を黙示的に定めた決議とみ
て、その効力を認めている学説および判例（北沢正啓・会社法〔新
版〕三三八頁、大隅〓今井・新版会社法論中巻、一五一頁、最判昭和三
九年二月一日・民集一八巻一〇号二四三頁、同昭和四四年一〇月
二八日・判時五七七号九二頁、同四八年一月二六日・判時七二二号九
四頁）からも肯定できる。

上場会社においては、このような意味において、配当金支払
債務は、配当金支払決議の日の翌日以降の日を支払日と定める
確定期限付債務（民法第四二条一項）というべきである。

前記学説もまた実務書も、上場会社の配当金支払の実務に即
して述べたものではなく、上場会社の配当金支払の実務に即し
て明確に述べたものは見あたらない。

本件においては、被告Y会社の規模は明かではないが、配当
金領収証を用いて配当金の支払をしていないことからして、上
場会社ではなく、しかも、規模も小さな会社ではないかと推測

される。このような小規模の非上場会社の配当金支払の実際は、
個別的に判断する他はない。

Y会社の定款および配当金支払決議において、配当金支払の
期限が明示的に定められていなかったことは明かである。しか
し、判決においては、配当金支払決議の日は明らかにされてい
ないが、配当金支払の対象である営業年度が昭和五四年三月一
日から昭和五五年二月二十九日迄であること、およびY会社が小
規模会社であることからして、定時総会は、昭和五五年四月末
日に開催されて、配当金決議がなされたものであろう（法人税
法第七四条一項本文参照〓法人税の確定申告の期日は、事業年度終了の
日の翌日から二月以内でなければならないと定める。）。このことは、
Y会社が、原告Xが昭和五五年四月末日をもって、Y会社を退
任したこととされて、役員専用車の返還を求められたことから
も推定できる。

このように、Y会社は、昭和五五年四月末日頃に配当金支払
の決議をしているのにかかわらず、X以外の株主に配当金を支
払ったのは同年八月一九日であるが、何故その日に支払ったの
かについては、判決は明らかにしていない。また、Y会社の従
来の配当金支払の慣行も明かではない。

かかる事実関係の下においては、配当金支払債務は、期限の
定がない債務というべく、その旨の判旨は、正当であるとい
うべきであらう。

期限の定がない債務は、その発生とともに履行期が到来して

いるので、債権者はいつでも催告をなし得るのであり、その時より遅滞の責任が発生する（高木多喜男・注釈民法・債権法四四頁、同旨・奥田昌道・債権総論下五一九頁）のであるから、株主の配当金支払請求権は、配当金支払決議の時に具体的請求権となり、その支払日は同日となり、Y会社は、Xから支払の請求を受けた時から遅滞の責に任ずることになる（民法第四一二条三項）。

判旨は、原告Xがその主張する頃に被告Y会社に対して本件配当金の支払請求をしたことの立証はないから、被告の自認する昭和五五年八月二十九日の翌日たる同月三〇日以降、被告は履行遅滞の責を負うことになる、としているが、これは、正当ではない。

本訴において、原告Xは、本訴以前に被告Y会社に対して配当金の支払を請求したことを主張しておらず、被告Y会社の自認によって、裁判所が認定した事実も、昭和五五年八月九日に被告Y会社が原告X以外の株主に配当金を支払ったことであって、原告Xが被告Y会社に対して配当金の支払を請求したことではない。判旨の事実関係からは、原告Xの配当金支払の意思表示がY会社に到達することにより、Xの請求がなされたのは、本件訴状が被告Y会社に送達された日である。従って、配当金に対する遅延賠償金の起算日は昭和五五年八月三〇日ではなくて本件訴状の到達の日の翌日であるから、同年八月三〇日以降の遅延損害金の請求を認容した判旨は正当ではない。

判旨のように理解するためには、期限の定めない債務として

発生した配当金支払債務が、原告X以外の株主に対して配当金の支払をしたことにより、その支払の日である昭和五五年八月二十九日を支払の期日とする確定期限付債務に変更されたとするか、原告X以外の株主の請求により当然にXが支払請求をしたことになるとしなければならないが、このように理解することはできない。

二、判旨が、株主の配当請求権は、商行為によって生じた債権ではないから、民法所定の年五分の割合による、とした点について

商法第五一四条にいう商行為によって生じた債権は、商行為から本来的に生じた債務にかぎらず、これの変形したもの、または、これと同一性を有するものを含むと解するのが通説であり、商行為によって生じた債務の不履行による損害賠償義務なども、商行為によって生じた債務と同一のものであって、単に給付の内容が変化しただけで過ぎないとして、商法第五一四条が適用されることとなるが、そもそも、利益配当請求権は、商行為によって生じた債権ではなく、したがって商法第五一四条の適用はなく、民法第四〇四条が適用されることは、定説であって（鈴木Ⅱ竹内、前掲書三四八頁、田中誠二、前掲書八五〇頁、北沢、会社法〔新版〕五四四頁、など）、判旨が、株主の配当請求権は、商行為によって生じた債権ではないから、民法所定の年五分の割合による、としたのは正当である。

並木和夫